

広報

# たかはた

2021  
令和3年

7

NO.1041

感謝と希望を炎にこめて

東京2020オリンピック聖火リレー



## Topic

- 02 新型コロナワクチン接種に関するお知らせ
- 03 あなたの卒煙を無料でサポートします
- 13 ご家庭の不用な小型家電を回収します
- 24 Hope Lights Our Way 希望の道を、つなごう。

【ホームページ】<https://www.town.takahata.yamagata.jp>

高島町 Facebook・LINE でも情報発信中！

## 人口と世帯数

6月1日現在

人口	22,628人
男	11,070人
女	11,558人
世帯数	7,750世帯

Photo by Tokyo 2020

# 新型コロナウイルスワクチン接種に関するお知らせ

## 16歳～64歳に接種券を送付しました

高島町に住所がある16歳～64歳の人へ、接種券(クーポン券)と予診票を送付しています。

接種当日まで大切に保管してください。

※接種券(クーポン券)は、接種の希望に関わらず対象者全員に送付します。

## 3月の意向調査で集団接種を希望すると回答した人

接種券とは別に、接種日時のご案内をお送りします。町から日時を指定して順次案内しますので、予約の必要はありません。

### 日時案内の優先(目安)

- ① 65歳以上  
7月中旬に1回目の接種終了
  - ② 基礎疾患がある人、高齢者施設従事者、60歳～64歳
  - ③ 59歳以下
- ②の1回目の接種終了後に送付

▼集団接種場所／げんき館

## かかりつけ医での接種(個別接種)を希望する人

定期的な通院の際に、相談してください。

接種可能な町内の医療機関

- ◆ かすかわ醫院
- ◆ 金子医院
- ◆ たかはた内科医院

## 高島町に住所があるが、町外に住んでいる人

単身赴任や大学生などで、高島町に住所があるが、町外に住んでいて、その居住地で接種を希望する人は、実際に住んでいる市区町村にご確認ください。

- ・ 接種済みの人
- ・ 日程変更

・ 接種希望の変更などは  
コールセンターまで。

コールセンター

☎(52)1224

## 接種当日の持ち物

- 接種券(クーポン券)
- 予診票
- 本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)
- おくすり手帳(ある人)

## 接種にあたってのお願い

- ◎ 接種当日の体調不良  
発熱や体調が悪いときは、接種を控え、コールセンターまでご連絡ください。

## ◎ 当日の服装

肩を出しやすい服装でお越しください。

## ◎ ワクチンは2回接種します

効果を十分に得るために、同じ種類のワクチンを2回受ける必要があります。基本的には1回目の接種から3週間後の同じ曜日になります。

## ◎ クーポン券はそのまま

お持ちください  
クーポン券は、2回分の「接種券」や「予防接種済証」が1枚になっっています。  
切り取らず台紙ごとお持ちください。

65歳以上のワクチン接種希望者のうち、1回目の接種率は60%(6月20日現在)

6月20日(日)時点の情報です。最新情報は町ホームページをご覧ください。

▶問合せ先／町健康長寿課新型コロナウイルスワクチン接種対策室(げんき館) ☎(52)1312



## 人事異動

新型コロナウイルスワクチン接種の体制強化のため、6月14日(月)付けで人事異動を行いました。

- ▼ 税務課主事兼務健康長寿課新型コロナウイルスワクチン接種対策室主事／齋藤浩一
- ▼ 社会教育課(高島地区公民館)主事 併任健康長寿課新型コロナウイルスワクチン接種対策室主事／後藤理恵
- ▼ 社会教育課(二井宿地区公民館)主事 併任健康長寿課新型コロナウイルスワクチン接種対策室主事補／峯ありさ
- ▼ 社会教育課(屋代地区公民館)主事 併任健康長寿課新型コロナウイルスワクチン接種対策室主事／中川晴貴
- ▼ 社会教育課(亀岡地区公民館)主事 併任健康長寿課新型コロナウイルスワクチン接種対策室主事／金子史幸
- ▼ 社会教育課(和田地区公民館)主事 併任健康長寿課新型コロナウイルスワクチン接種対策室主事／金子祐太
- ▼ 社会教育課(生涯学習館)主事 併任健康長寿課新型コロナウイルスワクチン接種対策室主事／佐藤美鈴

## ◎ 問合せ先／町総務課総務係

☎(52)4475

# あなたの卒煙を無料でサポートします

「健康で長生きできる町」を目指し、町では、平成28年3月に「第二次健康増進計画げんき高島21」を策定しました。このうち、受動喫煙に関する目標値を下表のように定めています。受動喫煙のない空間を増やし、妊産婦や子どもを煙の害から守るためにも卒煙について考えてみませんか。

## 受動喫煙による影響(一例)

**妊産婦への影響**  
乳幼児突然死症候群(SIDS)、早産、低出生体重、胎児発育遅延

**子どもへの影響**  
喘息、呼吸機能低下、う蝕(むし歯)

**成人への影響**  
肺がん、鼻腔・副鼻腔がん、乳がん、脳卒中、虚血性心疾患、急性の呼吸機能低下、慢性呼吸器症状、その他  
肌荒れ、臭い、歯の汚れ(黄ばみ)、口臭など

評価指標		プラン策定時値(H27)	実績値(H31)	目標値(R7)	指標出典
幼児を持つ親の喫煙率	父親	42.6%	50.6%	20%以下	乳幼児健診
	母親	10.0%	7.1%	5%以下	
妊娠中の喫煙率		1.9%	2.7%	0%	母子健康手帳交付時アンケート
受動喫煙防止対策の実施率(自治公民館)		18.6%	69.1%	100%	アンケート調査

## 卒煙で人生を変えよう!

卒煙開始後、体にはすぐ変化があらわれます。生活にも嬉しいことがいっぱい!

### ★お金が貯まる

1箱400円のたばこを毎日吸っていた場合、1年間で17万円貯まります。

### ★時間の有効活用で充実生活

1本5分、1箱あたり1時間40分。  
また、外出先で喫煙場所を探す時間等、たばこに縛られていた時間がなくなり、別のことに時間を使うことができるようになります。



卒煙してから  
あらわれる  
体の変化

20分で

血圧と脈拍が正常  
域まで下がる。

8時間で

血中の一酸化炭素  
濃度が下がる。

24時間で

心臓発作の危険性  
が少なくなる。

2~3か月で

心臓や血管など循環器の機能が改善。

1~9か月で

咳や喘鳴が改善。  
持久力、免疫力が回復する。

2~4年で

虚血性心疾患や脳梗塞を発症するリスクが顕著に下がる。

10~15年で

様々な病気にかかるリスクが非喫煙者のレベルまで近づく。



## 卒煙までの流れ

### ①初回面接

- ・たばこの検査(一酸化炭素濃度、尿中ニコチン濃度、肺年齢等の測定)
- ・卒煙開始日の設定
- ・たばこの依存度を判定し、依存度に合った卒煙方法をアドバイス

### ②卒煙開始から3~4日

来所または電話で、離脱症状の確認と対処法をアドバイス

### ③卒煙開始1・2・3か月後

来所または電話で、効果の確認と卒煙継続のコツをアドバイス

### ④3か月の支援を経て、卒煙完了!

賞状と記念品をお渡しします♪

▼申込・問合せ先/町健康長寿課 ☎(52)5045

たばこをやめられないのは、単なる意志の問題ではなく、ニコチン依存症だからです。失敗こそチャンス!たばこの依存度を検査し、薬に確実に卒煙(たばこからの卒業)できる方法を提案します。リハーサルのもりで、ぜひ一緒にトライしてみてください!まずはお申し込みください。



「やめたいけどやめられない…」  
「何度も失敗していて自信がない…」

# 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税(入)通知書を7月15日(木)に送付します

内容	問合せ先
各保険税(料)に関すること	町税務課住民税係 ☎(52) 4 4 7 7
国民健康保険・後期高齢者医療制度に関すること	町町民課医療給付係 ☎(52) 1 3 2 7
介護保険制度に関すること	町町民課介護保険係 ☎(52) 1 2 8 8

内容をご確認のうえ、納期限までお納めください。  
 保険税(料)の詳細は、同封のリーフレットまたは町ホームページで確認ください。

区分	対象者の前年の合計所得金額
本人が 住民税課税	第7段階 120万円以上 210万円未満
	第8段階 210万円以上 320万円未満
	第9段階 320万円以上 510万円未満
	第10段階 510万円以上

**介護保険料**  
 全10段階中、第7段階から第10段階の対象者の所得金額が変りました。(左表)  
 ※保険料額は変更ありません。

## 主な変更点

### 国民健康保険税

納税義務者およびその世帯に属する被保険者の所得の合計額が一定以下の場合、均等割額(全員が納める定額部分)と平等割額(世帯ごとに割り当てられる額)が軽減されます。所得の基準は下表のとおりです。

### 後期高齢者医療保険料

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者と世帯主の所得の合計額が一定以下の場合、均等割額(全員が納める定額部分)が軽減されます。所得の基準は下表のとおりです。

※令和2年度に7.75割軽減の人は、7割軽減に見直しとなります。

所得額	軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等 <sup>*1</sup> の数 - 1) 以下の場合	7割
43万円 + (28万5千円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等 <sup>*1</sup> の数 - 1) 以下の場合	5割
43万円 + (52万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等 <sup>*1</sup> の数 - 1) 以下の場合	2割

※1 給与所得者等…給与所得がある人および公的年金等所得がある人

次の人は、国民健康保険税、介護保険料(第1号被保険者)、後期高齢者医療保険料が減免となります

### 対象となる人

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人  
**保険税・保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人  
**保険税・保険料の一部を軽減**

### 軽減される要件

- ① 事業収入や給与収入など、収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込み
- ② 前年の所得の合計額が1千万円以下  
※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のみ
- ③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得合計額が400万円以下  
※申請は、収入を証明する書類が必要です。

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税・保険料を全額免除。

詳しくは町ホームページをご覧ください。また、町税務課へお問い合わせください。

▼問合せ先／町税務課住民税係

☎(52) 4 4 7 7

# 医療証について

子育て世代、障がいをお持ちの人の経済的負担軽減のため、医療費の自己負担分を助成する医療証を交付しています。

## 重度心身障がい(児)者医療証

### ▼対象となる人

町民税所得割23万5千円以下で、次に該当する人

- ① 身体障害者手帳1級または2級
- ② 療育手帳A
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級
- ④ 国民年金障害等級1級の障害基礎年金受給者
- ⑤ 精神障害者で、恩給法の特別項症および第1項症、その他の公的年金各法の障害等級1級受給者
- ⑥ 特別児童扶養手当1級該当者、重度の障がい認められる20歳以上の人

### ▼助成内容

本人または扶養者の前年の所得に対する所得税の課税の有無により異なります。

- ① 課税されていない場合 **保険適用分が無料**
- ② 課税されている場合

**医療費の1割負担**(上限あり)  
外来上限額14,000円/月  
入院上限額57,600円/月

### ▼申請時の持ち物

- 健康保険証
- 印鑑(スタンプ印以外)
- 対象となることを確認できる書類(手帳、証書等)

## ひとり親家庭等医療証

### ▼対象となる人

① 配偶者がおらず、就労等により一定の収入を得ていて、18歳以下の児童を扶養している人

※前年の所得に所得税が課税されている場合および誰かに扶養されている場合は対象外。

② ①に扶養されている18歳以下の児童

③ 父母のいない18歳以下の児童

※扶養者の前年の所得に所得税が課税されている場合は対象外。

### ▼助成内容

**保険適用分が無料**

※入院時の食事代および自費請求分などは自己負担。

### ▼申請時の持ち物

- 親と子の健康保険証
- 印鑑(スタンプ印以外)



## 子育て支援医療証

### ▼対象となる人

0歳から18歳

※18歳到達後の3月末まで対象

### ▼助成内容

**保険適用分が無料**

※入院時の食事代および自費請求分などは自己負担。

### ▼申請時の持ち物

- 子の健康保険証
- 印鑑(スタンプ印以外)

### ▼有効期限

年齢	有効期限
0～2歳	3歳になる誕生月の末
3歳～小学3年生	毎年誕生月の末
小学4～6年生	6年生の3月末
中学1～3年生	3年生の3月末
16歳～18歳	18歳到達後の3月末

\*申請済みの人には、期限が切れる前に新しいものを郵送します。

## 各制度に共通すること

### ▼申請後健康保険に変更があった場合

町民課まで届出ください。

### ▼県外で受診された場合

県外では医療証が使えません。払い戻しをします。受診月の翌月2年以内に、町町民課に申請してください。

### ▼町民税非課税世帯の人

「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると食事代が減額されます。入院前に、加入している健康保険に申請してください。

### ▼学校・保育所でのケガ等について

学校等で加入している保険が適用されるため、医療証は使わなくてください。学校の保険では医療費に加え、見舞金として医療費の1割が支給されます。

### ▼転入した人

本人または扶養者の所得と控除額がわかる書類が必要な場合があります。

### ▼医療証で負担した医療費が高額療養費に該当した場合

書類を送付しますので、手続きにご協力ください。また、**高額療養費が加入している保険者から支給された場合、町に返還していただくこととなります。**

### ▼申請・問合せ先／町町民課医療給付係

☎ 5213327

# 医療給付に関するお知らせ

▶申請・問合せ先／

町町民課医療給付係 ☎(52)1327

## 1. 「国民健康保険被保険者証」と「後期高齢者医療被保険者証」をお送りします

8月から標題の保険証が新しくなります。新しい保険証は7月中に郵送いたしますので、8月1日からお使いください。

同世帯でも、配達日が異なる場合があります。

70～74歳の国民健康保険被保険者の人へ

保険証と高齢受給者証が一体となった  
「被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

## 新しい保険証が届いたら

### 保険証の内容を確認



- 加入者全員分の保険証が届いていますか？
- 内容に誤りはないですか？

### こんな時は必ず届出を



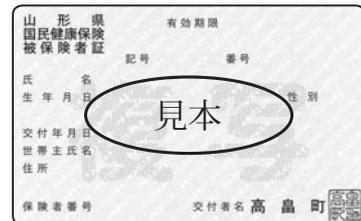
- 住所・氏名が変わった
- 職場の社会保険に加入した
- 家族の社会保険の扶養になった など

町町民課(役場1階)で手続きをお願いします。

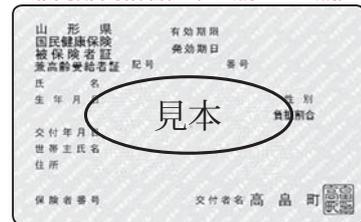
持ち物：①郵送された新しい保険証

- ②加入している健康保険証(全員分)
- ③年金手帳
- ④世帯主と対象者全員分の個人番号の確認ができるもの(マイナンバーカード等)
- ⑤窓口に来られる人の本人確認書類(運転免許証等)
- ⑥該当する人の医療証

### 国民健康保険被保険者証(69歳まで)



### 国民健康保険被保険者証 兼高齢受給者証(70歳～74歳)



### 後期高齢者医療被保険者証(75歳から)



※新しい「国民健康保険被保険者証」は茶色、「後期高齢者医療被保険者証」は桃色です。

## 保険証の有効期限について

今回お送りする保険証の有効期限は、次の人を除き「令和4年7月31日」です。

### ★令和4年7月31日までに70歳の誕生日を迎える人

有効期限は、70歳の誕生月の末日です。70歳の誕生月の翌月からは「被保険者証兼高齢受給者証」をお使いいただくことになります。有効期限が近づいたら、新しい保険証の交付に関するご案内をお送りいたします。

### ★令和4年7月31日までに75歳の誕生日を迎える人

有効期限は、75歳の誕生日の前日です。75歳の誕生日からは「後期高齢者医療被保険者証」をお使いいただくことになります。有効期限が近づいたら、新しい保険証をお送りいたします。

## 臓器提供の意思表示について

台紙裏面の意思表示欄保護シールは、保険証の裏面にある「臓器提供に関する意思表示欄」に使用するものです。意思表示欄は臓器移植に関する法律の改正により、移植医療に対する理解を深めていただくことができるよう設けています。もしもの時に備え、私たち一人ひとりが臓器提供について考え大切な家族とよく話し合い、意思表示をしておくことが大切です。

## ご注意ください

健康保険の切り換え中で、新しい保険証が手元に届いていないときに医療機関を受診する場合は、保険証が変更となる旨を説明し、医療機関の指示に従って支払いをしてください。国民健康保険の資格がないのに使用した場合は、医療費(7～9割)を町に返還いただくことがあります。

## 2. 70歳以上の人の医療費の自己負担割合について

国民健康保険および後期高齢者医療に加入している70歳以上の人の自己負担割合は、下記のとおりです。

対象者	自己負担割合
高島町国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の人	2割(現役並み所得者は3割)
後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の人	1割(現役並み所得者は3割)
一定の障がいがある65歳以上75歳未満の人	

## 3. 医療費の自己負担額の限度額について

医療保険には、医療機関へ支払う1か月あたりの限度額が設けてあります。

医療機関の窓口へ「国民健康保険限度額適用認定証」等を提示することにより、一医療機関へ支払う医療費(自己負担額)が限度額までとなります。※食事代、文書料等保険適用外のものは、自費扱いとなります。

◎必要な人は、あらかじめ認定証の交付申請をしてください。

◎現在、国民健康保険および後期高齢者医療の認定証をお持ちの人は、有効期限が令和3年7月31日です。

国民健康保険加入者



8月以降も必要な場合は、再度交付申請手続きを行ってください。  
(更新手続きは8月から可能です。7月中は手続きできませんのでご了承ください。)

後期高齢者医療制度加入者



8月以降ご利用いただける認定証を、保険証と一緒に郵送いたします。更新手続きは不要です。

◎年齢や所得に応じて認定証が交付されない場合もあります。

### 【手続きに必要なもの】

- ◎本人の健康保険証
- ◎世帯主と対象者全員分のマイナンバーカード等
- ◎窓口に来られる人の本人確認書類(運転免許証等)

**南陽東置賜休日診療所 ☎(40)3456**

- ▶住所／南陽市桐塚 420-7
- ▶診療日／4日(日)、11日(日)、18日(日)、22日(木)、23日(金)、25日(日)
- ▶受付時間／8時45分～11時45分、13時～16時30分
- ▶診療科目／主に内科(専門医とは限りません)  
外科・小児科希望の人はお問い合わせください。  
担当医師などは町ホームページをご覧ください。
- ▶持ち物／保険証、お薬手帳(お持ちの人)

**歯科休日当番医 ▶診療時間／9時～15時**

担当歯科が変更になる可能性があります。  
電話後に受診してください。

診療日	担当歯科	地区	電話番号
4日(日)	村上歯科クリニック	長井	☎(83)3650
11日(日)	あさひ歯科医院	米沢	☎(24)0118
18日(日)	黒江歯科医院	南陽	☎(47)2154
22日(木)	米沢クローバー歯科クリニック	米沢	☎(27)7301
23日(金)	ますぶちデンタルクリニック	高島	☎(52)0014
25日(日)	齋藤歯科医院	長井	☎(88)1827

**子育て世代包括支援センターからのお知らせ**

**たかはた子育てアプリ**

4月からたかはた子育てアプリを導入しています。  
妊娠から子育てに関わる情報が盛りだくさんです。ぜひ登録ください！

▶問合せ先／町健康長寿課 ☎(52)5045

～活用例～

- ①妊婦健診の結果の管理
- ②お子さんの発育や健診結果、予防接種の記録
- ③産後ママのエクササイズやすまいるサロンなどの事業のお申し込み
- ④歯科相談・育児相談事業の予約
- ⑤町内の子育て世代に関わるイベント情報 など



**育児・授乳・休養など産後の生活を助産師がサポートします**



授乳がうまくいかない  
これでいいのかわからない  
何となく心配  
赤ちゃんの発育が気になる  
おっぱいのケアがわからない

こんなお悩みありませんか？

育児・授乳・休養など、  
町が委託した助産師が、  
産後の生活をサポートします！



▶対象／町内在住の生後12か月未満の赤ちゃんとお母さんで、お母さんの体調や育児に不安のある人など

▶内容／母体のケア(健康チェック、産後の生活のアドバイス、心身のケア)、乳児のケア(健康チェック)、授乳・沐浴などの育児指導、乳房ケア、育児相談、その他保健指導

▶申込・問合せ先／町健康長寿課 ☎(52)5045

**▶利用金額**

助産院等に通う**通所型**(米沢市・長井市)  
自己負担額／1回1,000円

ご自宅に助産師が訪問する**訪問型**  
自己負担額／1回1,500円

※多胎の場合、赤ちゃん一人増えるごとに500円加算  
※生活保護世帯、町民税非課税世帯は減免があります。

▶利用回数／通所型・訪問型あわせて2回まで

▶利用時間／1回60～90分程度

## 『たかはた健康マイレージ』 & 『おやこ健康マイレージ』 ポイントをためて、健康とお得を手に入れよう！

健康づくりに取り組む人を応援する「たかはた健康マイレージ」と「おやこ健康マイレージ」を実施しています。生活習慣改善や健診の受診など5項目以上にチェックができれば応募できます。

応募者には、素敵な景品をプレゼント！ポイントをためて、健康とお得を手に入れましょう！

- ▶ 応募締切／令和4年2月21日(月)まで
- ▶ 申込・問合せ先／町健康長寿課 ☎(52) 5 0 4 5

### どうやってチャレンジするの？

#### ①チャレンジシートを手に入れる

げんき館、各地区公民館、町営体育館、町ホームページから入手できます。

#### ②チャレンジシートにチェックする

- ・ 健診(検診)を受ける
- ・ 生活習慣の改善に取り組む
- ・ 健康づくりに関する事業に参加するなど、健康に関する取り組みをしたらチャレンジシートにチェックしよう。

#### ③応募する

- ・ チャレンジシートを、げんき館に持参または郵送(郵送料はご負担ください)
- ・ 町ホームページ応募フォームから応募

#### ★たかはた健康マイレージ

対象／町内在住の20歳以上の人

#### ★おやこ健康マイレージ

対象／町内在住の小学6年生までのお子さんと  
父母または祖父母

※応募は「たかはた健康マイレージ」「おやこ健康マイレージ」どちらか1回のみです。(重複申請はできません)

### 応募するとお得が もらえる！



#### ★全員もらえる

・ やまがた健康づくり応援カード  
提示により、協力店で特典・サービスが受けられます。

・ 参加記念品『ハブラシ』  
『からだ』の健康は『お口』から!!

#### ★応募者の中から30人にチャンス

たかはた特産品詰め合わせ・ワン券・  
図書カード・入浴券など  
3千円相当の景品が当たります！

## Children

### 未来っ子登場



なかがわ こなな  
中川 心結 ちゃん

令和2年7月11日生  
(石岡)

わが家のアイドル♡



わたなべ いたと  
渡部 偉翔 くん

令和2年7月11日生  
(佐沢下)

バイバイ出来るようになりました！



たかはし はるき  
高橋 晴輝 くん

令和2年7月13日生  
(下和田12)

お兄ちゃん大好き！



わがつま そうた  
我妻 蒼太 くん

令和2年7月22日生  
(小郡山)

お姉ちゃんっ子の  
甘えん坊男子です！



すずき ひたか  
鈴木 日堯 ちゃん

令和2年7月27日生  
(亀岡二)

食べること大好き！

## 満1歳 かなるお子さんを募集します

令和3年8月号に掲載するのは、  
令和2年8月中旬に生まれた町内在住のお子さんです。

- ♪ 申込締切／7月1日(木)
- ♪ 申込先／町企画財政課広報係 ☎(52) 4 4 7 6
- ♪ 申込方法／写真を持参のうえ町企画財政課まで。
- または、町ホームページよりお申込みください。
- ♪ 現像済み写真・データ共に可能です。



◀ 町ホームページ  
につながります。

お知らせ

## 斎場冷暖房機器の 更新工事を行います

岡町生活環境課

☎(52) 1 5 9 6

**工**事期間は、使用スペースの規制と臨時で休場となる場合があります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ▶ **工事期間** / 7月12日(月)～22日(祝)予定
- ▶ **工事箇所** / ロビー他

お知らせ

## はかりの定期検査を お忘れなく

岡町商工観光課商工振興係

☎(52) 2 0 1 9

**取**引や証明に使用するはかりは、2年に一度の定期検査が義務づけられています。お近くの会場にて、お忘れなく受検してください。

- ▶ **日時・場所** /
  - ① 7月12日(月) 10時～正午 糠野目生涯学習館
  - ② 7月12日(月) 13時30分～15時 和田地区公民館
  - ③ 7月13日(火) 10時～14時30分 町中央公民館

お知らせ

## 8月2日(月)は 町税の納付期限です

岡町税務課収納管理係

☎(52) 2 0 5 4

**納**付書で納められる人は8月2日(月)まで最寄りの金融機関やコンビニ等で、口座振替の人は同日に引き落としとなりますので、残高のご確認をお願いします。

- ◎固定資産税・都市計画税：2期
- ◎国民健康保険税：1期
- ◎介護保険料：1期
- ◎後期高齢者医療保険料：1期

また、スマートフォン決済アプリによる納付も可能です。詳しくは町ホームページをご覧ください。

お知らせ

## 夏の安全県民運動

7月21日(水)～8月20日(金)

岡町生活環境課生活安全係

☎(52) 4 4 7 1

**夏**は暑さによる気のゆるみや疲労などから交通事故や水の事故等が多くなり、また、青少年の非行や身近な犯罪等も多くなる傾向にあります。

これらの事故を防止するとともに、青少年の健全な育成を図るため、「安全で明るいやまがた」をつくりましょう。

### 【運動の重点】

- ◎運転者の基本ルール遵守徹底
- ◎高齢者と子どもの交通事故防止
- ◎飲酒運転の撲滅
- ◎自転車利用時の交通事故防止

横断歩道は歩行者が最優先！

止まった車には「ありがとう」を伝えよう！

### 令和3年1月から5月末までの交通事故発生状況

	発生件数(増減)	死者数(増減)	負傷者数(増減)
高島町	26(+4)	0(±0)	28(+1)

※増減は前年同時期との比較です

お知らせ

## 県外からの移住世帯へ 米・味噌・醤油を支給します

岡町企画財政課企画調整係

☎(52) 1 1 1 2

**町**と県、JA全農山形、山形県醤油味噌工業協同組合が連携し、県外から本県へ移住された世帯に対し、県産米や味噌・醤油を提供します。

- ▶ **提供内容** /
  - 米(山形県産米はえぬぎ) 60kg/世帯(単身世帯は40kg)
  - 味噌 3kg/世帯(単身世帯は2kg)
  - 醤油 3ℓ/世帯(単身世帯は2ℓ)

### ▶対象となる世帯の要件 /

- ※①～③すべてに該当する人が対象です。
  - ①令和3年3月1日～令和4年4月28日までの期間に県外から転入(住民票を異動)すること。
  - ②転入前に県および町が指定する公的相談窓口を利用していること。
  - ③世帯主が会社の都合による転勤や進学による異動でないこと。

※その他、詳細はお問い合わせください。

募集

# 大町住宅団地 分譲申し込み開始！

☎高島町土地開発公社(町建設課内) ☎(52) 1 1 3 1

**大**町住宅団地は町中心部へのアクセスも良く、認定こども園・小学校・中学校にも近く便利な場所です。仕事も子育ても快適な大町住宅団地をぜひお求めください。

- ▶場所／高島町大字高島字荒小路
  - ▶販売区画／6区画
  - ▶面積／301.51㎡～331.06㎡ (91.20坪～100.14坪)
  - ▶価格／5,289,600円～6,304,410円  
(坪単価56,000円～65,000円)
  - ▶申込期限／7月5日(月)～15日(木)
  - ▶販売決定／応募者多数の場合抽選にて決定
- ※販売チラシを必ず一読のうえ申し込みください。

申込書・販売チラシは町ホームページおよび町建設課に備え付けてあります。



募集

# 町営住宅入居者募集

☎町建設課建築住宅係 ☎(52) 4 4 8 1

名称・所在地	戸数	構造等	家賃(月額)
弥生団地 D棟12号室(1階) ・高島町大字高島509番地の5	1戸 (2LDK)	中層耐火3階建 66.7㎡ (平成11年度建設)	収入に応じて 21,000円～41,200円
弥生団地 B棟3号室 ・高島町大字高島511番地の1	1戸 (3DK)	木造2階建 66.2㎡ (平成9年度建設)	収入に応じて 18,200円～35,700円

- ▶入居資格／①前年の収入月額が15万8千円以下(高齢者や身体に障がいのある人、18歳未満の同居者がいる人は、21万4千円以下) ②住宅に困っている人 ③申込者および家族が暴力団員でないこと
- ▶敷金／入居時家賃の3か月分 ▶募集期間／7月5日(月)～13日(火) ▶入居予定時期／8月下旬頃
- ▶選考方法／申込者が公募戸数を上回った場合、入居者選考委員会に諮り決定いたします。
- ▶申込方法／建設課備付の申込書に必要事項を記入し、所得額証明書または前年の源泉徴収票等、世帯全員の住民票の写しを添えてお申し込みください。

お知らせ

# 水道管の清掃作業を行います

☎町上下水道課水道係 ☎(52) 2 3 9 2

**お**いしい水をお届けするために、水道配水管の清掃作業を行います。作業中に濁り水が発生しますので、使用しないでください。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

- ▶日時／7月9日(金) 22時～翌2時(夜間作業)
- ▶対象地区／和田地区、亀岡地区(露藤、中島地内)

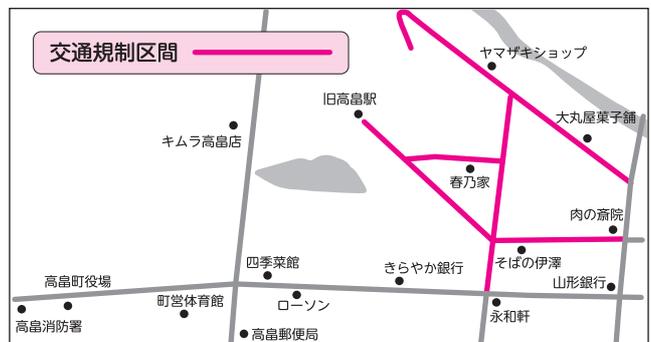
お知らせ

# 水道管の更新工事を行います

☎町上下水道課水道係 ☎(52) 2 3 9 2

**老**朽化した水道管の更新工事のため、交通規制(片側交互通行)を行います。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

- ▶日時／7月～10月(適宜) 8時30分～17時
- ▶対象地区／高島地区



## 国民年金保険料は

# 納付期限までに納めましょう

保険料の納め忘れがあると、万一障がいや死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがありますので、必ず納付期限までに納めてください。

なお、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、令和2年2月分以降の保険料納付が免除・猶予されることがあります。町町民課へご相談ください。

町町民課住民年金係 ☎(52) 1 3 4 5

▶令和3年4月分～令和4年3月分の国民年金保険料／月額 16,610円

▶納付方法／

納付書(金融機関・郵便局・コンビニエンスストア)

※日本年金機構から納付書が送付されます。

クレジットカード、インターネット、口座振替

▶納付期限／翌月の末日

## 国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、町町民課住民年金係で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

令和3年度分(令和3年7月分～令和4年6月分)の免除等の受付は令和3年7月1日から開始されます。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

申請を忘れていたために未納期間があり、失業等により保険料を納付することが経済的に困難である人は、年金事務所へご相談ください。

町米沢年金事務所 ☎(22) 4 2 2 0

年金事務所に年金相談・お手続きをされる際は…

**予約相談** をご利用ください！

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890

〈予約受付時間帯〉

月曜～金曜(平日) 8時30分～17時15分

○前日までにご予約ください。希望日の1か月前から予約可能です。

○ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

○お近くの年金事務所でも受付しています。